

# 市 議 会 定 例 会 議 案

山 形 市

## 令和5年6月定例会議案目次

議案番号	件名
議第44号	令和5年度山形市一般会計補正予算
議第45号	水槽付消防ポンプ自動車の購入について
議第46号	高規格救急自動車の購入について
議第47号	電子黒板の購入について（山形市立第一小学校ほか14校）
議第48号	電子黒板の購入について（山形市立金井小学校ほか20校）
議第49号	電子黒板の購入について（山形市立第一中学校ほか14校及び総合学習センター）
議第50号	「工事請負契約の締結について」の一部変更について（市道楯山停車場立谷川線道路橋整備工事（上部工））
議第51号	山形市道の駅条例の設定について
議第52号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
議第53号	山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議第54号	山形市市税条例の一部改正について
議第55号	山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第56号	山形市旅館業法施行条例の一部改正について
議第57号	山形市火災予防条例の一部改正について

議 第 44 号

令和 5 年度山形市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度山形市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,858,158千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,551,397千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 15 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		16,755,415 <sup>千円</sup>	1,595,366 <sup>千円</sup>	18,350,781 <sup>千円</sup>
	1 国庫負担金	11,860,541	315,079	12,175,620
	2 国庫補助金	4,572,662	1,233,214	5,805,876
	3 委託金	322,212	47,073	369,285
16 県支出金		7,482,139	391,497	7,873,636
	2 県補助金	2,275,458	391,497	2,666,955
19 繰入金		2,615,510	197,395	2,812,905
	2 基金繰入金	2,191,625	197,395	2,389,020
22 市債		5,968,700	673,900	6,642,600
	1 市債	5,968,700	673,900	6,642,600
歳入合計		99,693,239	2,858,158	102,551,397

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		9,482,947 <sup>千円</sup>	600,252 <sup>千円</sup>	10,083,199 <sup>千円</sup>
	1 総 務 管 理 費	3,147,942	1,943	3,149,885
	7 企 画 費	4,361,970	598,309	4,960,279
3 民 生 費		39,740,190	414,663	40,154,853
	1 社 会 福 祉 費	18,291,042	272,490	18,563,532
	2 児 童 福 祉 費	17,467,309	142,173	17,609,482
4 衛 生 費		7,919,372	723,350	8,642,722
	1 保 健 衛 生 費	3,975,081	646,549	4,621,630
	3 環 境 保 全 費	250,200	76,801	327,001
6 農 林 水 産 業 費		1,982,657	71,408	2,054,065
	1 農 業 費	1,676,112	54,224	1,730,336
	2 林 業 費	306,545	17,184	323,729
7 商 工 費		7,052,497	609,400	7,661,897
	1 商 工 費	6,985,222	609,400	7,594,622
8 土 木 費		11,983,856	52,576	12,036,432
	4 都 市 計 画 費	3,717,017	52,576	3,769,593
10 教 育 費		8,514,619	386,509	8,901,128
	2 小 学 校 費	1,260,057	327,085	1,587,142
	3 中 学 校 費	523,795	9,654	533,449
	7 保 健 体 育 費	2,298,717	49,770	2,348,487
歳 出 合 計		99,693,239	2,858,158	102,551,397

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
西部工業団地公園内 スポーツ施設整備事業 (ソフトボール場等整備工事)	令和6年度から 令和7年度まで	千円 1,717,200
学校給食センター運営事業	令和5年度から 令和15年度まで	7,518,599千円に食数変動及び物 価変動による増減額を加えた額

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
最上義光歴史館整備事業	18,000 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は証券 発行	借入先との <sup>%</sup> 協定による。	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。
特定間伐等促進事業	3,200			
公有林整備事業	2,600			

変 更

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
道の駅整備事業	601,700 <sup>千円</sup>	720,000 <sup>千円</sup>
体育施設整備事業	110,100	361,400
障がい福祉施設整備事業	3,800	19,500
老人福祉施設整備事業	17,200	49,900
農業生産基盤整備事業	24,000	33,700
公共施設除却事業	16,400	69,100
義務教育施設整備事業	85,100	254,800

議第45号

水槽付消防ポンプ自動車の購入について

次のとおり、水槽付消防ポンプ自動車を購入する。

令和5年6月15日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- |   |       |               |
|---|-------|---------------|
| 1 | 名 称   | 水槽付消防ポンプ自動車   |
| 2 | 数 量   | 1台            |
| 3 | 購入金額  | 金96,866,900円  |
| 4 | 購 入 先 | 株式会社長谷川ポンプ製作所 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札        |

理 由

水槽付消防ポンプ自動車を購入するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第3条の規定により、議決を求めようとするものである。



議第46号

高規格救急自動車の購入について

次のとおり、高規格救急自動車を購入する。

令和5年6月15日提出

山形市長 佐藤孝弘

- |   |       |                |
|---|-------|----------------|
| 1 | 名 称   | 高規格救急自動車       |
| 2 | 数 量   | 1台             |
| 3 | 購入金額  | 金34,766,130円   |
| 4 | 購 入 先 | 山形日産自動車株式会社本社店 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札         |

理 由

高規格救急自動車を購入するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第3条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第47号

電子黒板の購入について

次のとおり、電子黒板を購入する。

令和5年6月15日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- |   |       |              |
|---|-------|--------------|
| 1 | 名 称   | 電子黒板         |
| 2 | 数 量   | 102台         |
| 3 | 購入金額  | 金33,474,100円 |
| 4 | 購 入 先 | 山形パナソニック株式会社 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札       |

理 由

電子黒板を購入するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第3条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第48号

電子黒板の購入について

次のとおり、電子黒板を購入する。

令和5年6月15日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- |   |       |              |
|---|-------|--------------|
| 1 | 名 称   | 電子黒板         |
| 2 | 数 量   | 107台         |
| 3 | 購入金額  | 金35,423,300円 |
| 4 | 購 入 先 | 山形パナソニック株式会社 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札       |

理 由

電子黒板を購入するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第3条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第49号

電子黒板の購入について

次のとおり、電子黒板を購入する。

令和5年6月15日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- |   |       |              |
|---|-------|--------------|
| 1 | 名 称   | 電子黒板         |
| 2 | 数 量   | 110台         |
| 3 | 購入金額  | 金37,873,000円 |
| 4 | 購 入 先 | 山形パナソニック株式会社 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札       |

理 由

電子黒板を購入するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第3条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第50号

「工事請負契約の締結について」の一部変更について

令和4年6月27日に議決を経た議第46号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更する。

令和5年6月15日提出

山形市長 佐藤 孝弘

3請負金額の項中「金507,412,400円」を「金525,870,400円」に改める。

理由

市道楯山停車場立谷川線道路橋整備工事（上部工）について、請負金額を変更しようとするものである。

## 議第51号

### 山形市道の駅条例の設定について

山形市道の駅条例を次のように制定する。

令和5年6月15日提出

山形市長 佐藤 孝弘

### 山形市道の駅条例

#### (目的)

第1条 この条例は、道路利用者への良好な休憩の場の提供による道路利用者の利便性の向上、地場産品の販売等を通じた地域資源の魅力の発信、交通結節機能の強化等を図るための施設の設置、管理及び使用等について必要な事項を定め、もって交流人口の拡大及び地場産業の振興に資することを目的とする。

#### (設置、名称及び位置)

第2条 この市に前条の目的を達成するための施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 道の駅やまがた蔵王
- (2) 位置 山形市表蔵王79番地1

#### (構成施設)

第3条 道の駅やまがた蔵王（以下「道の駅」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 休憩施設
- (2) 情報発信施設
- (3) 交流施設
- (4) 飲食・物販施設
- (5) 交通拠点施設
- (6) 防災施設

(7) その他道の駅の運営上必要な施設

(使用の許可)

第4条 道の駅の別表第1及び別表第2に掲げる施設又は附属設備若しくは備付けの物品（以下「施設等」という。）を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、別表第1に掲げる施設のうち樹氷ホール、イベント広場1及びイベント広場2にあっては、専用して使用しようとする場合に限る。

2 市長は、前項の許可の際に、管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外の目的に施設等を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用の許可をしないものとする。

(1) 公益を害するおそれがあるとき。

(2) 道の駅の建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他道の駅の管理上適当でないとき。

(使用の許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用若しくは行為の中止、原状回復若しくは道の駅からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により第4条第1項の許可を受けたとき。

(3) その他道の駅の管理上適当でないとき。

(使用料)

第7条 市長は、使用者から別表第1及び別表第2に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料の納入時期等については、規則で定める。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する

と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により、施設等を使用することができなかつたとき。
- (2) その他特に還付することが適当であるとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、施設等の使用が終わつたとき、又は第6条の規定により使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第11条 道の駅を利用する者及び使用者は、その建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(立入りの制限等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対しては、道の駅への立入りを拒絶し、又は道の駅からの退去を命ずることができる。

- (1) 他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
- (2) 道の駅の建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷し、又は損傷するおそれがある者
- (3) 樹木を伐採し、又は植物を採取する者
- (4) 立入りを禁止した区域に入る者
- (5) その他道の駅の管理上必要な指示に従わない者

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、道の駅の設置の目的を効果的に達成するために必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に道の駅の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合において当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 道の駅の事業の実施に関すること。
- (2) 道の駅の建物又は附属設備若しくは備付けの物品の維持管理に関すること。
- (3) 第4条に規定する使用の許可に関すること。
- (4) 第5条に規定する使用の不許可に関すること。



- (5) 第6条に規定する使用の許可の取消し等に関する事。
- (6) 第12条に規定する立入りの制限等に関する事。
- (7) 規則で定めるところにより、開館時間又は使用時間を変更する事。
- (8) 規則で定めるところにより、休館日を変更し、又は臨時に休館する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める事。

2 指定管理者が前項第3号から第6号までの業務を行う場合における第4条から第6条まで及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に道の駅の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第16条 第7条の規定にかかわらず、指定管理者が道の駅の管理を行う場合においては、使用者は、利用料金(地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。
- 4 指定管理者は、市長が定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(供用開始)

- 2 前項の規定にかかわらず、道の駅の供用開始は、告示で定める日からとする。

(準備行為)

- 3 施設等の使用の許可及びこれに関し必要な手続その他道の駅を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、この条例及びこの条例に基づく規則の規定の例によ

り行うことができる。

別表第1（第4条、第7条、第16条関係）

使用区分			使用料			
			全日	午前	午後	午前9時以前及び午後5時以後（1時間までごと）
			午前9時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	
樹氷ホール	全面使用	平日	40,000円	20,000円	20,000円	5,000円
		土・日・休日	60,000円	30,000円	30,000円	7,500円
	2分の1面使用	平日	20,000円	10,000円	10,000円	2,500円
		土・日・休日	30,000円	15,000円	15,000円	3,750円
厨房A		平日	4,000円	2,000円	2,000円	500円
		土・日・休日	6,000円	3,000円	3,000円	750円
厨房B		平日	2,000円	1,000円	1,000円	250円
		土・日・休日	3,000円	1,500円	1,500円	400円
イベント広場1	1区画	平日	3,000円	1,500円	1,500円	380円
		土・日・休日	4,500円	2,200円	2,200円	570円
イベント広場2		平日	20,000円	10,000円	10,000円	2,500円
		土・日・休日	30,000円	15,000円	15,000円	3,750円
附属設備			1回ごとに、1つの附属設備又は物品につき10,000円以内で別に定める額			
備付けの物品						

備考

- 1 使用時間がこの表に定める使用時間区分に満たない場合でも、時間割計算は行わないものとする。
- 2 使用者が、入場者から入場料金（いずれの名義かを問わず、入場者から領収するその入場の対価をいう。以下同じ。）を領収する場合における使用料は、1人1回当たりの入場料金の額に入場者数を乗じて得た額を10で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をこの表に定める使用料（以下「基本使用料」という。）の額に加算した額とする。この場合において、入場料金の額に段階があるときは、その最高額を基準とする。
- 3 準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料の額に100分の50を乗じて得た額以内で規則で定める額とする。
- 4 使用者が特別に電気、水道又はガスを使用した場合は、これらの実費相当額を徴収す

るものとする。

5 使用者が冷暖房を使用した場合は、実費の範囲内で別に定める冷暖房料を徴収するものとする。

6 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第2（第4条、第7条、第16条関係）

使用区分		使用時間	使用料
車中泊施設	1区画	午後1時から午前10時まで	2,000円

#### 理由

道の駅の設置及び管理等に関する事項について定めようとするものである。

## 議第52号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の改正に伴う関係条例の整備に関する  
条例の設定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次の  
ように制定する。

令和5年6月15日提出

山形市長 佐藤孝弘

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の改正に伴う関係条例の整備に関する  
条例

(山形市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 山形市子ども・子育て会議条例（平成25年市条例第29号）の一部を次のように改  
正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第3条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条  
例第18号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一  
部改正)

第3条 山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
（平成26年市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第  
1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項  
第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19

条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「に係る法第19条第1項第1号」を「に係る法第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号」を「同号」に改め、同条第3項中「に係る法第19条第1項第2号」を「に係る法第19条第2号」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「に係る法第19条第1項第1号」を「に係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「に係る法第19条第1項第3号」を「に係る法第19条第3号」に、「法第19条第1項第3号」を「同号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「に

係る第19条第1項第1号」を「に係る第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。」と」の次に「、「同号」とあるのは「同条第3号」と」を加え、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(山形市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 山形市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号及び第8号、第59条第2項並びに第60条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第219条第1項第2号ア中「障がい支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第237条第1項第2号アからエまで並びに附則第14項及び第15項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(山形市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 山形市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の改正に伴い、関係条例について規定の整備をしようとするものである。

## 議第53号

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月15日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し、同項及び附則第4項を削る。

別表11の項中「管財課に勤務する職員のうち、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、同感染症に係る防疫手当の特例を廃止しようとするものである。



## 議第54号

### 山形市市税条例の一部改正について

山形市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月15日提出

山形市長 佐藤孝弘

### 山形市市税条例の一部を改正する条例

山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第22条の3第2項中「、同項」を「同項」に、「又は」を「、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」に、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第26条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第29条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」

に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第31条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第34条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によつて」を「により」に改め、同条第6項中「によつて」を「により」に、「理由」を「事由」に改める。

第36条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第37条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第37条の2第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第37条の5において同じ。）」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第37条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第38条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第39条第1項中「通知を」を「告知を」に改め、「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第69条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第83条第1項中「によつて」を「により」に改め、「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第86条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

附則第9条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第11条の2に次の1項を加える。

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第11条の10を附則第11条の11とする。

附則第11条の9中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同条を附則第11条の10とし、附則第11条の8の次に次の1条を加える。

（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第11条の9 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第19条の2を削る。

附則第19条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附

則第19条の2とする。

附則第19条の6第3項を削る。

附則第19条の7第1項中「第6項」を「第4項」に改め、同条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。

附則第19条の8第1項中「第6項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第23条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第34条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第22条の3第2項並びに第29条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第31条、第34条、第37条、第37条の2及び第37条の6の改正規定並びに附則第19条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第19条の8第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（この条例による改正後の山形市市税条例（以下「新条例」という。）附則第19条の8第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定  
令和6年1月1日

(2) 第26条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の山形市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第26条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき山形市市税条例第26条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税に

ついて適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第69条第1号エ及び附則第19条の8第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の山形市市税条例附則第19条の2及び第19条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第19条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

## 理 由

地方税法等の改正に伴い、給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化、軽自動車税種別割の税率区分の変更など、所要の改正をしようとするものである。

議第55号

山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正について

山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

令和5年6月15日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条  
例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「（放課後児童健全育成事業に従事した後離職し、その後再び放課後児童  
健全育成事業に従事することとなったことにより当該日が2以上ある場合にあつては、当該日  
のうち最も遅い日）」を削り、「（休業等により1月以上にわたって引き続き放課後児童健全  
育成事業に従事しない期間がある場合にあつては、2年にその期間を加えた期間）を経過する  
日の属する年度の末日まで」を「以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

放課後児童支援員の資格要件に係る特例措置について見直しをしようとするものである。

議第56号

山形市旅館業法施行条例の一部改正について

山形市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月15日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

山形市旅館業法施行条例（平成30年市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

博物館法の改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。

## 議第57号

### 山形市火災予防条例の一部改正について

山形市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月15日提出

山形市長 佐藤孝弘

### 山形市火災予防条例の一部を改正する条例

山形市火災予防条例（昭和48年市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この条において同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この条において同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この条において同じ。）により構成されるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第13条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第13条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止さ



せることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第18条第1項中「日本産業規格」の次に「（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）」を加える。

第25条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第25条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第13条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の山形市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条の2第1項

に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

- 3 新条例第25条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第25条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第25条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 理 由

総務省令の改正に伴い急速充電設備に係る火災予防上必要な措置について所要の改正を行うとともに、喫煙所等に設置する標識等に係る規定の整備をしようとするものである。